株主及び債権者各位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 株式会社ナガワ 代表取締役 髙橋修

当社(甲)は、令和3年2月22日開催の取締役会決議に基づき、令和3年4月1日を合併の効力発生日として、鳥海建工株式会社(乙、住所:埼玉県加須市柳生2747番地3)と合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりますので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項、乙は同法第784条第1項に基づき、株主総会の 承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

- 1. 会社法第796条第3項に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面をもってその旨をお申し出下さい。
- 2. この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し 出下さい。
- 3. 両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
 - (乙)確定した最終事業年度はありません。

以上